

## 受講者の旅費の取扱に関する基準

青森県総合学校教育センター

(趣旨)

第1条 この基準は、青森県総合学校教育センター（以下「センター」という。）が実施する研修講座の受講者（県立学校教職員並びに県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員をいう。))の旅費の取扱について必要な事項を定める。

(旅行命令等)

第2条 受講者の所属長は、この基準に基づき、受講者に旅行命令を行うものとする。

2 県費負担教職員（中核市を除く。）が研修講座を受講するための旅行は、所属長が提出する受講者旅行報告書に基づき、センター所長が旅行依頼する。

(一日旅行及び宿泊旅行)

第3条 研修講座受講のための旅行は、研修日ごとの一日旅行（以下「一日旅行」という。）又は宿泊旅行とする。

2 出発地から目的地（センター）までの路程が50km未満である旅行は、一日旅行とする。ただし、研修講座の目的、日程等から宿泊することが必須である場合、又は研修講座が2日以上にわたる場合で、センター所長若しくは受講者が所属する県立学校の校長（以下「センター所長等」という。）が宿泊した方が適当であると認めた場合を除く。

3 出発地から目的地（センター）までの路程が50km以上で、研修講座が2日以上にわたる旅行は、宿泊旅行とする。ただし、やむを得ない理由により帰宅する必要がある場合で、センター所長等が一日旅行とすることを認めた場合を除く。

4 受講者は、早朝出発又は夜間帰宅（帰庁）となる場合は、前泊又は後泊することができる。この場合において、受講者はあらかじめセンター所長等にその旨を申し出るものとする。

(宿泊の場所)

第4条 受講者の宿泊場所はセンターとする。ただし、受講者が自己都合により他への宿泊を希望する場合は、あらかじめセンター所長等に申し出て、外泊することができる。

2 前項の規定に拘わらず、宿泊希望者数がセンター宿泊棟の定員を超過した場合等は、受講者の宿泊場所をセンター以外とすることがある。

(宿泊料の調整)

第5条 前条第1項の場合の宿泊料は、青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程第8条第2号の規定により、寝具賃借料及び朝夕食代のみ支給する。

附則 この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附則 この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附則 この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附則 この基準は、令和3年4月1日から実施する。

---

(宿泊旅行の基準について)

センターの研修講座における旅行路程が50km以上の受講者については、通所のために要する時間を有効活用してほしいこと、及び受講者の疲労や往復の移動に係る安全面を考え、宿泊をして研修に専念してほしいという趣旨で宿泊旅行としています。

ただし、子どもの世話や家族の病気等の介護など、やむを得ない理由がある場合には、一日旅行にすることもできます。その場合は、やむを得ない理由を受講者旅行報告書等に具体的に記入して、センター所長等に申し出てください。

また、旅行路程が50km未満の受講者でも健康管理面や交通事情等を考慮し、宿泊をした方が適当と認められる場合には宿泊することができます。

(私用自動車での旅行)

夫婦・兄弟等で同一の日程及び行程でセンターへ旅行される場合は、なるべく同乗に努めてください。